大同大学同窓会弔慰に関する規程

（目的）

第 1 条　この規程は大同大学同窓会（以下「本会」という。）の弔慰に関する事項を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条　弔慰金の支給は、次のとおりとする。

(1) 本会評議員本人の死亡

(2) 本会学生会員本人の死亡

(3) 本会名誉会長本人の死亡

(4) 本会名誉会員本人の死亡

(5) 本会特別会員本人の死亡

(6) 本会名誉顧問本人の死亡

（手続）

第 3 条　前条に該当する者の親族が弔慰金の支給を受けようとするとき、原因となる事実の発生した日から 30 日以内に本会事務局長（以下「事務局長」という。）に申し出なければならない。

2　事務局長は前条の事実を確かめるときは、事実を証する書類の提出を求めることができる。

3　前項にかかわらず、支給対象者に事故あることが判明した場合には、本会会長（以下「会長」という。）および事務局長の判断により、弔慰金を支給することができる。

（支給）

第 4 条　弔慰金として次のとおり支給する。

(1) 本会評議員本人の死亡　10,000 円

(2) 本会学生会員本人の死亡　20,000 円

(3) 本会名誉会長本人の死亡　10,000 円

(4) 本会名誉会員本人の死亡　10,000 円

(5) 本会特別会員本人の死亡　10,000 円

(6) 本会名誉顧問本人の死亡　10,000 円

2　会長および事務局長が必要と認めるときは、供花および弔電を贈ることができる。

（通知）

第 5 条　弔慰金支給の適用を受ける者に事故あることが判明した場合は、速やかに本会事務局より執行委員会構成員に通知する。

（参列）

第 6 条　会長および事務局長が必要と認める場合には、葬儀等への参列について、出張を命じることがある。

2　出張については、別に定める「旅費支給に関する規程」によるところとする。

（雑則）

第 7 条　この規程に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、執行委員会において審議し、総会で承認する。

（規程の改廃）

第 8 条　　この規程の改廃は、執行委員会において審議し、総会で決定する。

（附則）

第 1 条　　この規定は、2010 年 4 月 1 日から施行する。（制定）

第 1 条　　この改正規程は、2018 年 5 月 26 日から施行する。（一部改正）

第 1 条　　この規程は、2019 年 5 月 25 日から施行する。（法人設立に伴う部分改正）